

熱海市立澤田政廣記念美術館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第5号

熱海市立澤田政廣記念美術館条例等の一部を改正する条例

(熱海市立澤田政廣記念美術館条例の一部改正)

第1条 熱海市立澤田政廣記念美術館条例(昭和62年熱海市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表の1 常設展示の表中「320円」を「380円」に、「210円」を「250円」に、「100円」を「120円」に改める。

(熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

第2条 熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例(平成23年熱海市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1見学施設入館料の表中「510円」を「610円」に、「410円」を「460円」に、「300円」を「360円」に、「200円」を「240円」に改める。

別表第2の(1)貸出施設使用料の表中「1,020円」を「1,050円」に、「720円」を「730円」に、「510円」を「520円」に、「3,080円」を「3,150円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「2,050円」を「2,100円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「6,170円」を「6,300円」に、「4,320円」を「4,410円」に、「820円」を「840円」に、「610円」を「630円」に、「410円」を「420円」に、「2,460円」を「2,520円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「1,640円」を「1,680円」に、「4,930円」を「5,040円」に、「3,700円」を「3,780円」に改める。

別表第2の(2)冷暖房使用料の表中「920円」を「940円」に、「2,770円」を「2,830円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「5,550円」を「5,670円」に、「300円」を「310円」に、「610円」を「630円」に改める。

別表第2の(3)附属設備使用料の表中「3,080円」を「3,150円」に、「2,050円」を「2,100円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「6,170円」を「6,300円」に、「4,110円」を「4,200円」に、「1万

2,340円」を「1万2,600円」に、「8,220円」を「8,400円」に、「200円」を「210円」に改める。

別表第3撮影使用料の表中「5,140円」を「5,250円」に改める。

(熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家条例の一部改正)

第3条 熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家条例(平成17年熱海市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表創作の家入館料の表中「300円」を「360円」に、「200円」を「240円」に、「100円」を「120円」に改める。

(熱海市池田満寿夫記念館条例の一部改正)

第4条 熱海市池田満寿夫記念館条例(平成19年熱海市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表池田記念館入館料の表中「510円」を「610円」に、「410円」を「490円」に、「300円」を「360円」に、「200円」を「240円」に改める。

(熱海市立伊豆山郷土資料館条例の一部改正)

第5条 熱海市立伊豆山郷土資料館条例(昭和55年熱海市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表資料館入館料の表中「150円」を「180円」に、「100円」を「120円」に、「70円」を「80円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。